

種別	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
豫防施設	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
治療施設	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
禁煙	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」

種別	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
豫防施設	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
治療施設	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」
禁煙	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」	「トラホーム」









河原田	兩津	小木	相川	
各學校共児童所持し居る	児童各自所持し居る	各學校共児童所持し居る	児童各自所持し居る	
教室内に於ては児童と然らざるものと區別なし	児童を教室内に區別なし	各學校共教室内に於て児童と然らざるものと區別なし	澤根町校にて澤根町校に於ては児童と然らざるものと區別なし	
児童並に家族に注意しつ	児童並に家族に注意しつ	児童並に家族に注意しつ	児童並に家族に注意しつ	
掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	
各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	
各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	
家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	

熊生	糸魚川	安塚	柿崎	名譽警察署 事項査明	種別
各教室に児童所持し居る	各教室に児童所持し居る	各教室に児童所持し居る	各教室に児童所持し居る	児童各自に手持し居る	「トラホーム」
教室内外にて児童を分別し居る	教室内外にて児童を分別し居る	教室内外にて児童を分別し居る	教室内外にて児童を分別し居る	児童を別にして居る	「トラホーム」
児童並に家族に注意し居る	児童並に家族に注意し居る	児童並に家族に注意し居る	児童並に家族に注意し居る	児童並に家族に注意し居る	「トラホーム」
掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	掛圖は各教室に備あり	「トラホーム」
各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	各教室一月毎に掛圖を交換し居る	「トラホーム」
各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	各教室に便所の手洗器を備あり	「トラホーム」
家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	家庭に於ては児童の診察に費用を計り居る	「トラホーム」
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	「トラホーム」
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	「トラホーム」
眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	眞野村に於ては児童の診察に費用を計り居る	「トラホーム」

第二節 工場に於ける「トラホーム」豫防

第一 工場「トラホーム」豫防規定

我國工場法明治四十四年法律第四十六號を以て公布せられ大正五年九月一日より施行は其第十二條に於て

工場法

第十二條 主務大臣ハ病者又ハ産前産後若ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得  
第十四條 當該官吏ハ工場若ハ其附属建物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其證票ヲ携帶スヘシ  
第二十條 工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ルヘキ者本法若クハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之レニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二十一條 正當理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ妨ケ若クハ忌避シ又ハ其尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若クハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス  
又施行規則ニハ

第八條 工場主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ズ但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染病豫防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第五號 膿漏性結膜炎、「トラホーム」(著シク傳染ノ虞アルモノ)其他之ニ準スヘキ傳染性眼病  
第二十四條 當時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ニ於ケル職工ノ疾病負傷又ハ死亡ニ付テハ工業主ハ様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎月

取纏メ翌月二十日迄ニ地方長官ニ届出ツヘシ  
(様式第三號)

大正	年	職工負傷疾病月報	工場名	職工總數	
月	分			男工	女工

氏名	生年月	業務別 男女別	休業日數	病名又ハ負傷ノ種類	發病又ハ負傷ノ日附	結			
						治癒ノ日	死亡ノ日	解雇ノ日	未治癒ノ爲メ翌月へ繰越

職工負傷疾病月報記載心得  
 本月報ニハ業務上ト否トナ問ハス負傷又ハ疾病ノ爲メ引續キ三日又ハ夫レ以上休業シタル者ニ限り記載スヘシ但シ死亡シタル者ニ付テハ休業三日ニ滿タサルトキト雖モ之ヲ記載スヘシ同一職工ニ付同一月内ニ二回以上月報ニ記載スヘキ事由ヲ生シタルトキハ各別ニ記載スヘシ

等と規定し居れり今此れを要約すれば大要次の如くなるべし。  
 一、著しく傳染の虞ある「トラホーム」患者に對し従業を禁止すること。  
 二、當該官吏は「トラホーム」の疑ある患者に對し強制檢診を行ひ得ること。  
 三、「トラホーム」に罹り疾病休業三日以上を要する患者ある場合工業主は地方長官に届出づること。  
 依是見是工業従業者の「トラホーム」は休業三日以上を要する者及従業禁止を受けたる者のみ表顯せられ、其他の患者は當該官吏の積極的活動に依り檢診を施行せざる限り、發見し得られざる仕組なり。  
 治療に關しては大正五年八月二日勅令第九三號(大正十一年及十五年改正)を以て醫療給付を規定し工業主に對し醫療給付の義務を負擔せしめ居れり。以下檢診治療等に關する大要を述べん。

第二 檢診機關及檢診狀態

一、工場監督官(醫師たる)

既に前述の如き關係なるを以て府縣檢診機關の充實の如何は工業従業者の本病發見並豫防上至大の影響あること申す迄もなく、然るに其各府縣に於ける充實状況を見るに  
 大正十三年

工場監督官

專任 一人 北海道、東京、京都、大阪、兵庫、群馬、愛知、長野、八道府縣八人

工場監督官補

專任 一人 東京、兵庫、長崎、群馬、千葉、茨城、三重、愛知、石川、鳥取、岡山、和歌山、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄十七府縣七人  
專任 二人 大阪、宮城、二府縣四人  
兼務 一人 東京、神奈川、新潟、茨城、栃木、三重、静岡、長野、福島、岩手、青森、福井、山口、徳島、大分、佐賀、十六府縣十六人  
兼務 二人 山形、富山、二縣四人  
兼務 三人 大阪、一府三人

即大正十三年度現在に於て

一、二人の專任技術官を有する道府縣數

内 專任工場監督官を有す

同 專任工場監督官補を有す

兼任のみを有する道府縣數

全然之れなきもの

二二  
八  
一七(前者と重複せ  
る府縣あり)  
一四  
一一

の状況にして專任技術官を設置せるは全國中半數府縣に達せず、兼任十四縣は之れなきに勝ること甚大なるべきも、其活動能量に至りては到底專任の比にあらず。右様の按配にては檢診施行の徹底も必ずや完璧を期し能はざるべく、更に十四年度の状況を見るに(府縣別の調査を缺く)

工場監督官專任

工場監督官補(兼務を含む)

七人  
三六人

となり、十三年に比し工場監督官に於て一人、官補に於て八人を減じ居れり。最近一兩年の實状を知る資料なかりしも、大なる相違なきもの、如く、以上の如き陣容を以て工場病殊に結核「トラホーム」の防戦に當らんとするも到底満足なる成績を擧げ得べしと思はれず。茲に於てか

二、「トラホーム」(及結核)豫防法令により出發したる檢診機關の檢診

の必要を生ずるものにして、少數の府縣に於ては工場法及「トラホーム」豫防法公布前既に工場「トラホーム」檢診を施行し、「トラホーム」豫防法公布後は勿論大多數の府縣に於て此れを施行するに至れること如次

從業者に對し「トラホーム」豫防規定を定めたる年次

北海道	明治三十九年	新潟	大正三年
群馬	明治四十二年	栃木	明治四十二年
三 重	明治三十八年	靜岡	明治四十年
滋 賀	大正七年	長 野	明治四十二年
岩 手	明治四十年	青 野	明治四十五年
福 井	明治四十一年	和 歌	明治四十四年
徳 島	大正五年	愛 媛	明治四十五年
奈 良	大正九年	愛 知	大正九年
岐 阜	大正十二年	宮 城	大正十五年
福 島	大正十一年	鳥 取	大正十一年
島 根	大正十年	廣 島	大正十年

の十四縣にして「トラホーム」豫防法發布以後規定したるの

八縣なり。

兵庫縣に於ては檢診を施行せず、其他の二十四府縣は不明なり。

而して現時工場從業者に對し「トラホーム」豫防法令を背景として檢診を施行するは別途工場と「トラホーム」の條下工場從業者「トラホーム」檢診成績表所掲の如く、三十七府縣にして、東京、大阪、兵庫、福岡、沖縄は施行成績なく、長崎、山梨、富山は不明なり。大正十四年十二月現在工場從業總人員と同十五年度各府縣に於て施行せる檢診總人員とを比較するに

大正十四年末現在工場從業者數  
大正十五年「トラホーム」檢診人員

一、八〇八、三八一  
五九一、四六六  
三二・七一%

即約三割三步に相當し對照者の多數なる割に比較的良好の檢診振を示せるは、蓋し本法に依る檢診(府縣衛生職員に依る)あるが爲にして外に尙

工 場 醫

をして檢診に當らしむるものあり(奈良、三重、宮城、愛媛の如き)。

序を以て工場に於ける診療設備を見るに大正十三年中診療設備を有する工場あるもの三十一府縣、同十四年には二十府縣專任醫ある工場を有するは大正十三年一八、同十四年八府縣其他嘱託醫ある工場を有する府縣は大正十三年一三、同十四年九府縣にして大正十四年は前年



に比し著しく減少せり。次に工場醫の數に於ても亦然り。即

大正十三年	專任	八二四	嘱託
大正十四年	專任	三五九	嘱託

にして之れ又前年に比し著しく減少せり。此の現象は健康保険法を前に控へたと財界不況の爲なるべく、現在に於ける狀況を得る資料を得ざりしも、健康保険法實施(昭和二年一月)後は更に一層減少するなきか。

三、工場治療施設並工場醫設置狀況

尙大正十三、四年中の工場醫及診療所設置狀況を見るに如次

工場治療所及工場醫調(大正十三年、十四年)工場監督年報

道府縣名	病院附屬醫院其他ノ治療所 ヲ有スル工場數		專任醫ヲ有スル工場數		嘱託醫ヲ有スル工場數		備考
	大正十三年	大正十四年	大正十三年	大正十四年	大正十三年	大正十四年	
北海道	一三	一〇	?		五〇二	一三四	大正十三年ハ醫師數ナリ 大正十四年ハ專任ヲ含ム 大正十三年ハ醫師數ナリ
東北	四五	五二			一一六	二〇七	
関東	四一	四一			一一七	一二六	
中部	一八	一〇	一三五		三一	八二	
近畿	一四	一五	七八				
中国	三七	三七	七				
四国	一〇						
九州	七八	八			アリ		
三府							
計	一三	一〇	?		五〇二	一三四	

道府縣名	大正十三年ハ醫師數ナリ	大正十四年ハ醫師數ナリ
北海道	一五	一〇
東北	五六	二七
関東	一六	一七
中部	二二	一
近畿	四	
中国	四	
四国	二	
九州	一六八	七
計	二〇	九〇

道府縣名	病院附屬醫院其他ノ治療所 ヲ有スル工場數		専任醫ヲ有スル工場數		嘱託醫ヲ有スル工場數		備考
	大正十三年	大正十四年	大正十三年	大正十四年	大正十三年	大正十四年	
宮崎							
鹿兒島	一						
沖縄					アリ		
合計							

四、工場法適用工場と否適工場との検診状況

工場に對し「トラホーム」豫防法に基く検診を施行中なるは前記の通り三十七府縣(大正四年内務省調査成績及昭和二年本縣照會により回答を得たる材料に依り)にして内  
適用工場と規定せるもの

福井、愛媛、大分、岐阜、廣島等

否適用工場と規定せるもの

石川、島根等

適否に係らず工場従業者と規定せるもの

神奈川、新潟、福島、長野、秋田、山形、栃木、奈良、三重、宮城等

にして、此れが検診に従事する醫師は府縣技術官なるあり、工場自體に検診治療の義務を負担せしむるあり(山形、秋田、廣島、愛媛の如き)で一定せず。

要するに吾國工場に於ける検診は之れを他の衆國生活者に比較し比較的不徹底の組に屬するものと云はざる可からず。

五、工場従業者「トラホーム」豫防施設

(一) 採用時及採用後の身體「トラホーム」検査

軍隊に於てすら營内感染あり、況んや工場内感染の相當あるべきは勿論にして、本縣工場に於て調査したる處に依るも大凡一・六〇%(工場「トラホーム」の部「罹病時間参照」を算す。然るに現下我國工場法令に於ては採用時検診の制度なく、偶々自衛的採用時検診を施行するも(大正十三年工場年報に依れば)大規模の工場に於ては實施しつゝある處にして、漸次増加す云々、又大正十四年工場年報には「トラホーム」豫防に對しては留意する處なるが、職工雇傭の際輕症なるものは採用する結果、患者は減少を見ざるは遺憾云々」と記載せり。尙警

視廳調査大正十三年染色工場八八中雇入時身體検査施行五八。元より輕症患者迄送還するは職工經濟上容されず、加ふるに工場従業者中検診を受けざるもの六割強を算し、入場後定期身體検査を施行する工場を有する府縣、警視廳、京都、北海道、岩手、山形、福島、栃木、千葉、茨城、長野、石川、福井、滋賀、奈良、和歌山、三重、山口、島根、高知、福岡、宮城、長崎等あれども、中には一部工場に限るあり或は五十人以上使用工場と限定し若は適用工場に制限せる等、區々にして、當該府縣下全般否適用工場の全般にも行き渡らず。又之れを施行するに就ても工場の自發に基くこと勿論なるも、中には工場協會(北海道其他)又は工場衛生協會(京都の如き)の事業に屬するあり。要するに工場に於ける「トラホーム」豫防は此れを他の衆國生活者に比し遙かに微温的なるの觀なきにあらざるも、近時工場衛生の發達に伴ひ、自衛上採用時検診、入社後身體検査等を行ふもの、其他飲用水の改善一人一床獎勵等、一般傳染性疾病と共に本病豫防上にも一段の力を灌ぐもの漸く多きを加へんとするは意を強ふする處なり。

(二) 夜具の専用状況

同衾は本病蔓延上最も有力なる因子たること申す迄もなし。故に取締官廳に於ても努めて一人一床を督勵しつゝあるも、尙未だ二人一床のもの少なからず。今左に大正十四年大阪市の調査に係るものを擧ぐれば

夜具専用工場數	四四四	六二・七一%
夜具共用工場數	二五九	三七・二九%
計	七〇三	

の割合にして三割七歩は同衾制度なり。

(三) 浴場普及の模様

寄宿舎(十人以上收容)中

浴場設備あるもの	四八〇一	九〇%
同 なきもの	四八三	一〇%

にして浴場の完否は別とし浴場丈けは殆んど普及せり。

(四) 洗面設備手拭、其他

等に就き大正十四年工場監督年報所載に依れば「洗面水、手洗所、休憩所、便所等の設備は概して充分ならず。洗面器の如き其數少なく十數人にて一箇共有のものあり(福井縣)。佐賀縣の調査に依れば同縣下工場中更衣所の設けあるもの六工場、洗面所の設けあるもの五工場あり。福井縣にては便所に共同手拭の使用を禁止流下式又は押上式手洗器の設置を命じ、實行せしめつゝあり」。又大正十三年には「洗面、手

洗所の設備は大規模の工場には之れを有するものあれども一般には井戸端、水道栓口等に洗面器又は鍍力罐等を置き之れを使用せしむるもの多し。「トラホーム」豫防上水栓のみにて洗面器を備へざる工場もあり云々」等の記載あり。之れ等より推せば大規模の工場は洗面、手洗等、相當設備せるも小規模工場に於ては一般的に不完全なるものと見て差支なく。

(五) 本縣に於ける調査成績

此の點に關し本縣に於て調査したる處を擧ぐれば大要如次即職工二十人以上を包容する寄宿舎を有する工場總數一四一に就き

イ、浴槽	工場數	工場數對
設備あり	一〇〇	七二%
なし	三三	二九%
設備ある内男女専用	六九	六九%
交代	三一	三一%
上り湯又は水あり	三二	二二%
ロ、夜具		
一人一床の工場	一三八	九八・〇%
二人一床の工場	三	二・〇%
ハ、洗面装置		
パイプより洗面	一三	九・二%
専用洗面器	八七	六二・〇%
共用洗面器	四〇	一八・四%
河水洗面	一	—
ニ、便所手洗		
押上式	六三	三五・〇%
流し	一四	一〇・〇%
柄杓	六四	四五・〇%
便所手拭	一〇	七・〇%
なし	一三一	九三・〇%

の如くにして浴槽に於ては七割普及し、之れなきは何れも貧弱工場にして、使用人も極めて少なく、附近共同浴場に入浴せしむるもの、男女専用又約七割に普及し、三割は時間を異にして入浴せしむるものなり。又上り湯又は水の設備を見るに之れを設備せるもの二二%に過ぎず、而も多くの大規模工場に限らる。

夜具の點に至りては殆んど全部と云ひ度き程度に普及し二人一床は僅かに二%に過ぎず。

洗面設備に於ても大規模の工場はパイプより流出する水を以て洗面せしめ(九・二%)、洗面器を用ゆるものに在りても専用六二%迄普及し共用僅かに一八・四%に過ぎざる状況にして比較的此の方面は開發せられ居れり。而して全然河水にて洗面するもの一工場あり。

便所手洗装置に至りては、押上式を用ゆるもの三割五分流出装置によるもの一〇、併せて四五%は衛生的方法を講じ、残る五五%は遺憾ながら柄杓を使用せり。

入浴用手拭に至りてはさすがに共用の者一人もなく、便所手拭を備へ居るもの僅かに七・〇%にして、九三%は之れを置かざる状況なり。

以上工場に於ける衛生的設備を通覽するに、或は夜具の單床化、洗面装置、手洗装置の改善、手拭の専用、其他採用時並入場後の身體検査、乃至は治療等漸を追ふて衛生的化せられつゝあること顯著なるものありと雖ども、尙小規模工場に於ては此れ等衛生的設備並に用意を缺くもの少なからず、一般の刺戟を要するが如し。

六、工場寄宿舎規則

然るに茲に人意を強ふるに足る一施設顯出せり、そは他なし工場寄宿舎規則なり。政府に於て其必要を感ずること已に久し、而して昨年四月愈々其公布を見たるは後れたりと雖も工場衛生上定に慶賀の至りなり。只内二・三の條項は經費問題を伴ふ關係あるが爲に特に二・三の年の猶豫期間を付し居れり。慾を云へば此の點遺憾なるも、亦止を得ざらんか。乍然工場現下の趨勢を見るに前述の如く自發的に各種の施設充實の歩を進めつゝあれば、本則施行後の状況に照し機を見て猶豫期間を短縮するか、若くは他の促進方法を講じて速に充實を圖る亦必ずしも難事にあらずべし。何れにもせよ本令が資本側の了解の下に圓滿且徹底的に遂行せられんか獨り本病豫防上のみならず、一般工場衛生上面目を一新するものあるを信す。

工場附屬寄宿舎規則草案

(昭和二年四月六日内務省令第二十六號)

第九條 寢室ハ收容人員一人ニ付室面積(押入及床ノ間ヲ除ク)〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ス但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス(三年後有效)

第十條 寢室ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ス但シ本令施行ノ際現在スル寄宿舎ニシテ構造上間切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地

方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス(十人以上ノ工場ニ通用三年後有效)

第十二條 寄宿舎ニハ職工毎ニ専用セシムル爲メ必要ナル寢具ヲ備付クヘシ

寢具ハ少クトモ其ノ襪部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フヘシ

寢具ハ常ニ清潔ヲ保チ時々之日光ニ曝シ且其ノ白布及敷布ハ時々之ヲ洗濯スヘシ(二年後有效)

第十五條 寄宿舎ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ス

第十六條 寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ少クトモ一年二回健康診断ヲ施行スヘシ

前項ノ健康診断ニ關スル記録ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スヘシ

第十八條 寄宿舎ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ス「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ニ使用セシムルコトヲ得ス

手洗水ハ流出装置ト爲スヘシ

第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號(流行性腦脊髄膜炎ヲ除ク)ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレバ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢具ニ付亦同シ

第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應ジ適當且十分ナル便所及洗面装置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面装置不適當又ハ十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ増設ヲ命スルコトヲ得

七、工場に於ける「トラホーム」治療狀況

工場従業者の疾病治療設備並に工場醫の配置狀況は前記工場治療所及工場醫調所載の通りにして、其普及の程度甚だ貧粗なるものあり。殊に健康保險法實施の聲大なるに伴ひ時恰も財界の不況と相伴つて、大正十四年は大正十三年に比し劇減せるが如き狀況に在ること此れ又前述の通りなり。

「トラホーム」患者にして訴へ出たる者、定期検診(前記定期身體検査施行工場参照)及「トラホーム」豫防法に基く検診等に依り發見せられたる患者は工場法令の正文に照し、患者並に工業主に治療の義務あること勿論なるが、今其治療成績の概要を見るに(別紙官設及適用工場「トラホーム」患者及治療表参照)の通りにして之れを集約すれば如次

大正十四年既往三ヶ年治療狀況

官 設 工 場	三年間患者總數	同上「トラホーム」患者	%	同 上 治 者	%
一 般 適 用 工 場	九二、八六四	七、五七六	八・二六	二、二六五	二九・九〇
	五〇四、〇八二	九、七一〇	一・九三	八、九九五	九二・六四

右治療成績に就て見るに官設工場にては八・一六%の患者を發見し之れに治療を加へたる結果は約三〇%の治癒者を出し、一般適用工場は僅かに一・九三%の患者にして、而も其治癒成績は九二・六四%の偉大にして且美望の良成績を表はし居れるは驚かざるを得ず、乍然吾等は工場より報告せらる「トラホーム」患者少數なる場合、縣技術官の検診に依つて遙かに高率の患者を發見するの經驗、「トラホーム」豫防法に依る検診に於て發見されたる患者率が八・三六%(工場従業者「トラホーム」検診成績表、工場と「トラホーム」の部参照)並に各種團體検査成績の示す罹病率等を知り居る以上此の數を信用し能はざるものなるも、暫く記して参考とするのみ。恐らく一般適用工場業者中治療に參加したる「トラホーム」患者は自發的に醫務を受けたるもの多數なるが爲なるべく若し夫れ治癒率の高きに至つては終に註釋の辭を發見せず。

以上は工場自體に於て自發的に施設せるものなるが中には縣令を以て「トラホーム」治療設備を命ぜるものあり(例へば廣島山形群馬の如き)。

八 健康保險法の施行と「トラホーム」

健康保險法は工場鑛業労働者に對する天來の福音にして、獨逸の如きは既に一八八三年率先して此の制度を設け、現下世界各國中所謂社會保險制度を採用實施せるもの添付表の如く二十九國に及べり。我國健康保險法は其適用の範圍工場工業労働者にして、大正十一年法律第七十號を以て公布せられ、同十五年六月三十日勅令條二四三號を以て施行せられたるも、保險給付に關する規定は昭和二年一月一日より實施せられたるものにして、實施後一年未だ全國的事情を知るの資料なきも、醫政第三卷第二號所載(寺島)に依れば昭和二年一月一三月に至る二府九縣の被保險者三〇六・八〇四中、「トラホーム」新患者五七二四人は治療を受け居れり。此れを該當府縣(東京、京都、兵庫、群馬、千葉、奈良、三重、滋賀、鳥取、岡山、徳島)工場「トラホーム」發見率(最近既往三年間平均工場検診)平均

檢 診 人 員	三二一、一九一
患 者 數	二八、七八七
割 合 %	八・九六〇

と照算すれば二府九縣の被保險者三〇六、八〇四人なるを以て、其内トラホーム患者は二七、四九〇人ならざる可からず。然して其内五七二四人丈け受療せりとせば、現在患者の約五分の一丈加療せることとなる。勿論之れを全國を推す能はざる可きも假りに推算し得るものとせば全國工場従業者「トラホーム」患者の五分の一即二〇%は治療を受くるも、八〇%は治療を受けざる實況にして更に一段の督勵指導を加へ加療率を向上せしめざる可からざるを痛感するものなり。

大正十二年「トラホーム」患者治療成績表（大正十三年十二月現在）（工場監督年報）（三重）

業務別	性別		大正十二年 検診人員	発見患者数	全		治	未	上	治	解	履	其	内	他	患者百ニ對スル全治ノ割合
	男	女			同	未										
製 絲	男	女	九一四	三九	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	四九	
紡 績	男	女	六、四五六	六四〇	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	四八	
製 綿	男	女	二、八五七	一三七	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	七六	
織 物	男	女	一〇、六一九	八一八	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	七一	
染 色	男	女	一四六	一五	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	八七	
組 物	男	女	一〇	六九	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五七	
機 械	男	女	三、二〇七	一〇八	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五九	
船 舶	男	女	五八九	七	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三八	
金 屬	男	女	一〇、五二	六八〇	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	五二	一〇八	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	一、〇五二	七〇	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	八八	三	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	七七	
製 造	男	女	四三六	二五	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六四	
製 造	男	女	三六	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	九	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六七	
製 造	男	女	一〇	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三三	
製 造	男	女	一三七	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六七	
製 造	男	女	一五	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三三	
製 造	男	女	三四三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	九二	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	三三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	一九九	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	二九一	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	九五六	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	八、一三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	二二、〇八〇	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六八	
製 造	男	女	三〇、一九三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六三	
製 造	男	女	八、一三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六八	
製 造	男	女	二二、〇八〇	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六三	
製 造	男	女	三〇、一九三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六四	

大正十三年「トラホーム」患者の大正十四年中の治療成績表（工場監督年報）（三重）

業務別	性別		大正十三年 検診人員	発見患者数	全		治	未	上	治	解	履	其	内	他	患者百ニ對スル全治ノ割合
	男	女			同	未										
製 絲	男	女	四三四	三〇	同	治	未	上	治	解	履 <td>其</td> <td>内</td> <td>他</td> <td>五七</td>	其	内	他	五七	
紡 績	男	女	六、五七〇	五三五	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五七	
製 綿	男	女	一、六九〇	二九九	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	七八	
織 物	男	女	五、〇六八	一、一七二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	八〇	
染 色	男	女	一四六	一五	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五七	
組 物	男	女	一〇	六九	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五七	
機 械	男	女	三、二〇七	一〇八	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五九	
船 舶	男	女	五八九	七	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三八	
金 屬	男	女	一〇、五二	六八〇	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	五二	一〇八	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	一、〇五二	七〇	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	八八	三	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	七七	
製 造	男	女	四三六	二五	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六四	
製 造	男	女	三六	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	九	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六七	
製 造	男	女	一〇	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三三	
製 造	男	女	一三七	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六七	
製 造	男	女	一五	二	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	三三	
製 造	男	女	三四三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	九二	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	三三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	一九九	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	二九一	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	一〇〇	
製 造	男	女	九五六	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	八、一三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	五〇	
製 造	男	女	二二、〇八〇	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六八	
製 造	男	女	三〇、一九三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六三	
製 造	男	女	八、一三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六八	
製 造	男	女	二二、〇八〇	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六三	
製 造	男	女	三〇、一九三	一	同	治	未	上	治	解	履	其	内	他	六四	

合	計	計	雜業		皮革製品		玉石牙骨介甲製品		木竹莖葉製品		紙製品		製藥		印刷製本		菓子製造		ラムネ鐵泉		製茶		釀造		顔料染料		石鹼製造		
			女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
二八、九六八	二〇、六五八	八、三一〇	五六五	二七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
二、八〇一	二、一八五	六、六一五	一五七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一、八九七	一、四六六	四、三三一	六〇七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
三九二	三〇三	八、八九	六九七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
四九六	四〇四	九、九一	四一三	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一六	九七																												
六八	六七〇	三、八一	一〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

七〇五

業務別	性別	大正十三年 檢診人員	發見患者數	同		上		ノ		内		患者百ニ對スル 全治ノ歩合
				全	治	未	治	解	履	其	他	
織物	女	一、五八二	三、八									五七
織物	男	七、二八五	二、六一									五七
染色整理	女	六、七	九									八九
染色整理	男	一、二	一									五七
組物編物	女	八、三	七									五七
組物編物	男	一、四六	六									五七
染織(雜)	女	一、八	七									五七
染織(雜)	男	二、七	九									五七
金屬品製造	女	七、七四	五〇									五七
金屬品製造	男	四、六	三									五七
機械製造	女	三、六三	四									五七
機械製造	男	一、〇	七									五七
船舶製造	女	一、〇三一	七									五七
船舶製造	男	七、九	一									五七
器具製造	女	六、六	四									五七
器具製造	男	一、六	一									五七
窯業	女	六、二四	四									五七
窯業	男	一、二	一									五七
油	女	二、七二	二									五七
油	男	一、二五	一									五七
紙	女	一、三	二									五七
紙	男	一、二	一									五七
製藥	女	一、三	一									五七
製藥	男	一、三	一									五七
印刷製本	女	二、〇	一									五七
印刷製本	男	一、〇	一									五七
菓子製造	女	一、三	一									五七
菓子製造	男	一、三	一									五七
ラムネ鐵泉	女	三、三	四									五七
ラムネ鐵泉	男	三、三	四									五七
製茶	女	一、九	九									五七
製茶	男	一、九	九									五七
釀造	女	四、九七	一									五七
釀造	男	四、九七	一									五七
顔料染料	女	七	七									五七
顔料染料	男	七	七									五七
石鹼製造	女	一	一									五七
石鹼製造	男	一	一									五七

七〇四

「トラホーム」患者治療成績表

(大正十三年十二月間)

(工場監督年報)(和歌山)

工業ノ種別	性別		検診人員	患者數	治療者		患者百ニ對スル
	男	女			上欄	内	
製絲業	253	11	1,821	11	10	90	49
紡績業	1,620	96	1,821	96	52	44	54
製綿業	5,403	119	2,034	119	271	44	45
織物業	1,283	6	1,833	6	1	1	68
染色整理其他ノ加工業	647	36	2,927	36	59	6	28
組物編物業	292	38	972	38	27	4	28
其他ノ染織工業	97	7	1,064	7	4	1	31
機械製造業	110	18	849	18	14	2	33
化學工場	215	4	1,155	4	2	9	85
製紙業	72	14	1,775	14	7	2	43
製藥業	156	9	1,717	9	4	1	36
木竹莖葦製品業	648	7	1,388	7	1	6	38
合計	9,827	843	38,333	843	450	46	42

工業ノ種別	性別		検診人員	患者數	治療者		患者百ニ對スル
	男	女			上欄	内	
製絲業	146	19	1,722	19	11	42	27
紡績業	1,722	22	1,554	22	16	27	45
製綿業	1,554	11	2,033	11	8	4	20
織物業	4,994	383	4,994	383	218	43	43
染色整理其他ノ加工業	842	3	1,665	3	0	6	3
組物編物業	117	7	393	7	3	0	3
其他ノ染織工業	215	4	1,155	4	2	9	85
機械製造業	72	14	1,775	14	7	2	43
化學工場	156	9	1,717	9	4	1	36
製紙業	648	7	1,388	7	1	6	38
合計	9,827	843	38,333	843	450	46	42

「トラホーム」患者治療成績表

(大正十四年十二月間)

(工場監督年報)(和歌山)

工業ノ種別	性別		検診人員	患者數	治療者		患者百ニ對スル
	男	女			上欄	内	
製絲業	153	11	1,665	11	10	77	17
紡績業	1,665	57	1,518	57	40	69	7
製綿業	7,838	146	2,033	146	77	37	31
織物業	2,103	23	1,855	23	20	3	3
染色整理其他ノ加工業	855	76	1,731	76	56	20	9
組物編物業	399	7	1,171	7	5	2	2
其他ノ染織工業	117	14	1,665	14	5	3	18
機械製造業	282	20	1,482	20	15	8	53
化學工場	382	30	1,518	30	22	15	85
製紙業	39	3	1,388	3	1	6	38
製藥業	86	3	1,665	3	3	0	3
合計	9,827	843	38,333	843	450	46	42

種別	内務省		内務省		陸軍省		海軍省		商工省	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大正十一年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大正十二年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大正十三年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
大正十四年	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

備考 本表中前月分と其月分と符合せざるは未治療解雇者又は新患者ありたる結果なり。

官設工場「トラホーム」患者表 (工場監督年報)

月別	患者数	重症	軽症	疑似症	計	同上治癒者数	現在患者数
一月	...	...	...	...	...	...	...
二月	...	...	...	...	...	...	...
三月	...	...	...	...	...	...	...
四月	...	...	...	...	...	...	...
五月	...	...	...	...	...	...	...
六月	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...

月別	患者数	重症	軽症	疑似症	計	同上治癒者数	現在患者数
一月	...	...	...	...	...	...	...
二月	...	...	...	...	...	...	...
三月	...	...	...	...	...	...	...
四月	...	...	...	...	...	...	...
五月	...	...	...	...	...	...	...
六月	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...

大正十三年「トラホーム」患者治療成績表 (工場監督年報) (富山)

月別	患者数		重症	軽症	疑似症	計	同上治癒者数	現在患者数
	工場有スル	患者数						
一月	...	...	...	...	...	...	...	...
二月	...	...	...	...	...	...	...	...
三月	...	...	...	...	...	...	...	...
四月	...	...	...	...	...	...	...	...
五月	...	...	...	...	...	...	...	...
六月	...	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...	...

「トラホーム」患者表 (大正十四年) (工場監督年報) (富山)

工業ノ種別	患者数		重症	軽症	疑似症	計	同上治癒者数	現在患者数
	工場有スル	患者数						
木竹莖葉製品業	...	...	...	...	...	...	...	...
玉石牙腹介甲及角製品業	...	...	...	...	...	...	...	...
其他ノ雑工業	...	...	...	...	...	...	...	...
計	...	...	...	...	...	...	...	...



種別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		計	
	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%
逓信省	3,668	7.33	4,400	8.90	1,557	3.11	9,625	19.33
鐵道省	3,355	6.71	3,300	6.60	2,577	5.15	9,232	18.46
農商務省	6,090	12.18	4,680	9.36	2,769	5.54	13,539	27.08
合計	13,113	26.23	12,380	24.76	6,903	13.81	49,796	99.59

官設工場「トラホム」治療成績表 (工場監督年報)

種別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		計	
	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%
治療者	19,477	38.95	18,977	37.95	14,770	29.54	53,224	106.45
未治療者	3,556	7.11	2,680	5.36	1,933	3.87	8,169	16.34
合計	23,033	46.06	21,657	43.31	16,703	33.41	61,393	122.79

種別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		計	
	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%
療養日数	1,706	1.34	9,564	7.45	2,818	2.19	13,088	10.08
人員	1,255	0.97	3,466	2.69	2,499	1.90	7,220	5.59
未治療者	1,255	0.97	3,466	2.69	2,499	1.90	7,220	5.59

工場法の適用を受ける工場「トラホム」患者表 (工場監督年報)

種別	大正十二年		大正十三年		大正十四年		計	
	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%	合計	トラホム%
製絲業	1,129	1.66	1,336	1.98	4,096	6.04	6,561	9.89
紡績業	2,680	3.96	3,360	4.94	9,691	14.38	15,771	23.72
撚絲業	1,706	2.53	2,133	3.13	5,867	8.71	9,706	14.55
織物業	1,433	2.13	1,877	2.77	5,423	8.03	8,733	13.06
眞綿製造業	2,433	3.61	3,133	4.61	8,800	13.14	14,366	21.55
染色整理其他加工業	4,866	7.24	6,366	9.44	18,200	27.08	29,432	44.16
合計	13,113	26.23	12,380	24.76	6,903	13.81	49,796	99.59



種別	飲食物工業										種別	
	菓子製造業		ラムネ、氷、饅頭業		製糖業		製粉業		雑業			
	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム		
大正十二年	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11
大正十三年	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11
大正十四年	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11	1,031	11
計	3,103	33	3,103	33	3,103	33	3,103	33	3,103	33	3,103	33

工場法の適用を受ける工場「トラホーム」治療成績表 (工場監督年報)

種別	特別工場										種別	
	電気業		金属品精錬所		計		計		揚雑業			
	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム		
大正十二年	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33
大正十三年	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33
大正十四年	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33	3,333	33
計	10,000	100	10,000	100	10,000	100	10,000	100	10,000	100	10,000	100

種別	治療者										種別	
	療養日数		人員		計		計		トヲホム			
	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム	計	トヲホム		
大正十二年	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18
大正十三年	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18
大正十四年	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18	1,800	18
計	5,400	54	5,400	54	5,400	54	5,400	54	5,400	54	5,400	54

種別	未治療者		未治療者		合計	トラムホ	%
	人	療養日数	人	療養日数			
大正十二年	計	一、〇〇二	四、〇八四	一、〇〇二	二、〇〇四	一、〇〇二	〇・九
	トラムホ	九	五	九	五	一、〇〇二	〇・九
大正十三年	計	一、三六六	四、七四〇	一、三六六	二、七三二	一、三六六	〇・九
	トラムホ	九	四	九	四	一、三六六	〇・九
大正十四年	計	一、四〇〇	四、四〇〇	一、四〇〇	二、八〇〇	一、四〇〇	〇・九
	トラムホ	三	〇	三	〇	一、四〇〇	〇・九
大正十五年	計	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	〇・九
	トラムホ	三	〇	三	〇	一、〇〇〇	〇・九

各府縣別工場従業者「トラホーム」治療成績表

府縣別	患者数	全治者数	未治者数	全治者百分比例	備考	府縣別	患者数	全治者数	未治者数	全治者百分比例	備考
北海道	一、五五五	三三三	一、二二二	二一・四		奈重	二、八三三	一、四〇〇	一、四三三	四九・二	大正十五年
東京都	一、八六六	一、〇〇〇	八六六	五三・五		山梨	九七五	六〇〇	三七五	六二・五	不明
神奈川県	一、二二二	九〇〇	三二二	七三・八		岐阜	一、〇〇〇	七〇〇	三〇〇	七〇・〇	大正十五年
長崎県	一、五五五	一、〇〇〇	五五五	六四・七		愛知	一、二二二	八〇〇	四二二	六五・九	大正十五年
新潟県	一、三三三	九〇〇	四三三	六七・二		福井	一、〇〇〇	七〇〇	三〇〇	七〇・〇	大正十五年
群馬県	一、四四四	一、〇〇〇	四四四	六九・五		高知	一、二二二	九〇〇	三二二	七三・八	大正十五年
埼玉県	一、六六六	一、二〇〇	四六六	七二・〇		香川	一、四四四	一、〇〇〇	四四四	六九・五	大正十五年
千葉県	一、七七七	一、三〇〇	四七七	七三・九		合計	四、六六六	三、〇〇〇	一、六六六	六四・五	
茨城県	一、八八八	一、四〇〇	四八八	七四・六							
栃木県	一、九九九	一、五〇〇	四九九	七五・〇							

### 第三節 軍隊と「トラホーム」豫防

#### 第一、歐洲軍隊の「トラホーム」豫防施設

歐洲各國軍隊に於ける豫防施設は那翁の埃及遠征當時に端を發し、爾來幾多の研究洗練を経て、十九世紀の中葉以後は陳容整ひ施設合理的なるに至れるものゝ如し。

#### 一、フランス

ナポレオン一世、エジプト遠征當時エジプト佛國軍隊に對し「Eyes」は重なる豫防法として左記の事項を行へり。

- (一) 燒くが如き日射を受けたる後濕潤なる夜の露營に移るときは必ず頭巾、外套及覆蓋を用ふる事。
- (二) 露營は晝夜を問はず、可及的濕潤せる沼地に於てせざること。
- (三) 強き日光を避くるため布片にて眼を保護すること。
- (四) 豫防的藥物應用として枸橼酸水にて酸性となしたる點眼水の點眼後には沈降性亞酸化汞、又は次白亞酸化汞軟膏の眼瞼内擦入をなす事。
- (五) 兵の密集を制限すること(Barricade)による、同氏は蓋し密集を「トラホーム」蔓延の原因とせし爲めならん。